

帝國主義戦争反対に關する件 組合本部提案

次期大会決定に關する件

規約第十八條により次期大会を決定したいと思ひます 一九三三年一月中旬として日時場所は執行委員会に一任したいと思ひます

役員改選に關する件

規約第三十六條に基き本大会に於て前役員を解任し 新しく 執行委員長一名 執行委員若干名 会計一名 会計監査二名を決定したいと思ひます
実行方法 役員選考委員を定めて 役員を選定して大会に推薦し其の承認を得て決定したと思ひます

御事々通ジテ組織ヲ拡大セヨ
大々々々細心ニ勇進スルベシ

中部地方各同労働組合規約

第一章 總則

- 第一條 本組合は中部地方合同労働組合と稱す
- 第二條 本組合は日本労働組合總評議会の綱領決議を以て目的とす
- 第三條 本組合の本部を名古屋市内に置く
- 第四條 本規約は大会の決議によるに非ざれば変更することを得ず

第二章 組織

第一節 總則

- 第五條 本組合は中部地方に於ける産業別組合に組織されざる産業に従事する一般労働者を以て組織す
- 第六條 本組合は工場分會を基礎として構成す
- 第七條 同一工場に於いて組合員十名以上に及びたる場合は工場分會を組織するものとす
- 第八條 但し組合員十名以内の場合は工場分會準備会を組織せしむ
- 第九條 従業員總數十名に達せざる工場にある組合員及び失業中の組合員は執行委員の指示に従ひ適當なる他工場の分會に参加すべきものとす
- 第十條 各工場分會は執行委員会の統制下に活動するものとす
- 第十一條 各工場分會に總會及び分會委員会を置く
- 第十二條 工場分會の細則は各分會の總會に於いて決定す